

神河町監査委員告示第 1 号

令和元年 7 月 2 6 日付けで地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき請求のあった神河町長に対する措置請求について監査を行ったので、同条第 4 項の規定によりその結果を公表します。

令和元年 9 月 2 0 日

神河町監査委員 清 瀬 茂 生

神河町監査委員 小 寺 俊 輔

監査の結果

当該行為（契約の締結・履行）によって神河町に与えた損害の事実は認められず、必要な措置を講ずべき妥当性を有していないことから、本件措置請求には理由がないものとして棄却する。

事実及び理由

第 1 監査請求の申立て

1 請求人

住 所 兵庫県神崎郡神河町東柏尾 9 番地の 1

氏 名 坂田幸生

2 請求書の収受

令和元年 7 月 2 6 日

3 請求書の受理

令和元年 8 月 8 日

4 請求の要旨

（1）請求の対象となる職員

神河町長

（2）請求の対象の行為

三万田川改修工事の工期延長に伴う変更契約において、従前の契約書類の設計書及び仕様書を改めるとあり、工事場所、工事資材、工法等の変更がなされていることは違法な契約の締結・履行である。また、変更契約に至る経緯（対応）が不当である。

（3）違法であることの理由

工事箇所（工法）を変更したにも関わらず変更契約として扱い、同一業者に発注していることは随意契約に等しく、6,153 千円の工事費であれば一般競争入札にすべきである。

(4) 神河町に与えた損害

一般競争入札を行うことで工事費を抑制できた可能性がある。

(5) 請求する措置の内容

請求書に明記されておらず、事務局の補正の要求にも妥当性のある回答を得られていない。

第2 監査の実施

1 住民監査請求の要件審査

提出された請求書と事実証明書により要件審査を実施し受理する。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、令和元年8月27日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

3 監査対象事項

請求人の措置請求書及び陳述、関係職員からの事情聴取の結果を踏まえて、次のとおり監査対象事項を決定した。

(1) 変更契約の妥当性

(2) 神河町にどのような損害が生じているか。

(3) 措置内容の確認

4 監査対象事項に対する監査委員の判断

(1) 発注者（町）は、変更工事箇所を含め3ヵ年契約の一連の防災対策工事としているが、債務負担行為を伴わない単年度工事であることから、地方自治法第234条第3項に規定する一般競争入札に附する必要がある、変更契約とするのは妥当ではない。しかしながら、公共工事標準請負契約約款第19条「発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」により、必ずしも違法若しくは不当な契約を行ったとは断定できない。

(2) 一般競争入札を回避したことによる損害の事実又はその恐れは証明できない。契約後、当該箇所の隣接地関係者（請求人）の異議により着工できず、同河川内の次年度以降の施工予定箇所に工区を変更し、変更箇所の対策工法も異なり、主工法をコンクリート工からかご枠工（部分施工）に変更した際、当初契約額と同額で変更契約するため、建設課が工事延長等の事業量を逆算し設計・積算しているが、2人以上の見積りを徴していない。随意契約の観点からも事務手続きに適正性を欠いているが、明らかに町に損害が生じているとは認められない。

(3) 監査実施時において既に工事は完了段階を迎えており、行為の是正や損害の補填と措置は現実的ではなく、陳述において改めて請求人に措置内容の確認をしたが、違法行為を認めさせること以外に明確な請求はないことから、意見（勧告）に留める。

5 結 論

本件変更契約を締結したことにより、神河町に実質的な損害が生じているとは認められない。

請求人が指摘する手続きの不当性、違法性については、本件が地元区要望による防災対策上の工事であり、地域住民（請求人）の不同意による契約解除の損害賠償金請求は地元区が受けることなどを総合的に勘案し、発注者、受注者、建設業協会、地元区長協議の結果合意に至ったものであり、そのことをもって違法若しくは不当な契約を行ったとの指摘は当らず、本件措置請求は理由がないものとして棄却する。

第3 意 見

請求人が本件契約は法令規則等を逸脱し一般競争入札の執行を怠り、随意契約に近い形で変更契約したことに疑念を抱いたという点において、本件契約に係る事務手続きは、公平な競争性の確保の観点から不備があり、透明性を確保する手順、手法を完全に尽くしたものとは認められない。

可能な限り競争が働く方法の事務を選択するのが公共工事の原則である。にもかかわらず法的に問題ないとの主張のもと、変更契約の方法を選択しては、疑念を持たれても仕方なく、これがこの問題の発端である。この配慮を欠いた事務処理については、本件事務の担当課並びに町長の猛省を促したい。